

意見書

令和2年 月 日

(宛先) 川崎市 市長

住所 〒

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

電話番号又はメールアドレス

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

(注意事項)

- 1 環境の保全の見地からではない意見や、記載事項に不備がある意見書は、意見書として取扱うことができませんので御注意ください。
- 2 意見の記入及び提出に当たっては必ず別紙「意見書を提出する方へ」を御確認ください。

提出意見に関連する条例準備書の該当ページ数又は環境影響評価項目等

駐車場

(条例準備書についての環境の保全の見地からの意見)

駐車場が足りず周辺の駐車場があふれる

● 駐車台数

- 1、住宅用 駅前街区 住宅戸数390戸に対し200台
北街区 住宅戸数140戸に対し65台

一戸一台に対し大幅に足りない。周辺の月極め駐車場が溢れて都市環境が悪化する。

- 2、駅前街区 商業・公共用 合計200台
- 3、北街区 公共・業務用 合計45台

現状は区役所等公共施設が126台と東急フレルが208台、合計344台である。

公共と商業の合計駐車台数は、現在344台が245台に100台も大幅に減少する。

駐車場に入れなくて路上が渋滞する。

● 関連車両台数について

駅前街区の関連車両台数（休日）は

公共490台+商業1,300台=1,790台 となっているが

駐車台数は200台しかないので9回転しなければ収容できない。

利用が集中する時間帯では入庫待ちの車で路上が渋滞する。

意見記入欄

※ この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。その場合、紙の右上に「__枚中__枚目」と全体の枚数を記載してください（例：3枚中1枚目）。

提出期限 令和2年8月12日（水）まで（郵送の場合は当日消印有効）